

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により執行した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年10月4日

監査委員 勝山 武彦
同 市位 謙太

平成29年度定期監査の結果について

- 1 監査の対象
平成28年度の財務に関する事務の執行
- 2 監査の期間 平成29年8月1日から同年9月30日まで
- 3 監査の結果
関係帳簿、文書等を照合、確認した結果、予算の執行、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理及び事務事業の執行、職員の服務管理、文書管理事務について、適正であることを認めた。